平成31年第１回神奈川県議会定例会議案

（条例その他）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第 23 号議案	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	1
定県第 24 号議案	神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例	5
定県第 25 号議案	神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例	6
定県第 26 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	29
定県第 27 号議案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	33
定県第 28 号議案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	34
定県第 29 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	35
定県第 30 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	36
定県第 31 号議案	特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	37
定県第 32 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	38
定県第 33 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	39
定県第 34 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	44
定県第 35 号議案	企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	46
定県第 36 号議案	神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例	47
定県第 37 号議案	神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例	48
定県第 38 号議案	神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例	50
定県第 39 号議案	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	57
定県第 40 号議案	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例	59
定県第 41 号議案	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	60
定県第 42 号議案	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	62
定県第 43 号議案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	63
定県第 44 号議案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	64
定県第 45 号議案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	65
定県第 46 号議案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	66

番　　号	件　　名	ページ
定県第 47 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	67
定県第 48 号議案	包括外部監査契約の締結について	69
定県第 49 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可について	70
定県第 50 号議案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の徴収する料金の上限の変更の認可について	71

定県第23号議案

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

⑵　自転車利用者　道路（法第２条第１項第１号に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者をいう。

⑶　県民等　県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

⑷　交通安全団体　交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

⑸　自動車等　法第２条第１項第９号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

⑹　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

⑺　自転車損害賠償責任保険等　自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を塡補することができる保険又は共済をいう。

（基本理念）

第３条　自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

２　自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に留意し、尊重し合うことを旨として促進されなければならない。

３　自転車の安全で適正な利用は、次に掲げる自転車の有用性が十分に発揮されることを旨として促進されなければならない。

⑴　自転車は、環境への負荷が少なく、かつ、身近な移動手段であること。

⑵　自転車の利用は、健康及び体力の保持増進に資するものであること。

⑶　自転車の活用は、観光の振興、地域の活性化等に資するものであること。

（県の責務）

第４条　県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自転車利用者の責務）

第５条　自転車利用者は、法第２条第１項第８号に規定する車両の運転者としての責任を自覚し、自転車を安全かつ適正に利用するため、自転車が関係する交通事故の防止についての知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民等の責務）

第６条　県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2　県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2　事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

3　事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（交通安全団体の責務）

第８条　交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2　交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（環境の整備）

第９条　県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとする。

（県の交通安全教育等）

第10条　県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

（学校等における交通安全教育等）

第11条　県は、県が設置する学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）において、当該学校等に在学する者に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

2　県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

3　県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（家庭における交通安全教育等）

第12条　保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

2　高齢者（70歳以上の者をいう。）と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。

（交通事故の防止のための措置等）

第13条　自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2　保護者は、幼児（法第14条第３項に規定する幼児をいう。以下同じ。）若しくは児童（同項に規定する児童をいう。以下同じ。）が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、法第63条の11に規定する乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3　自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠、籠への覆いの装着その他の防犯上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（点検整備）

第14条　自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2　自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行わなければならない。

（安全で適正な利用に係る情報提供）

第15条　自転車の小売、整備又は修理を業とする者（以下「自転車小売等業者」という。）及び自転車貸付業者は、その客に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第16条　自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

2　保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

3　事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、次項の規定により、自転車貸付業者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

4　自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第17条　自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車

の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しなければならない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。

2　前項後段に規定する場合において、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

3　県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるものとする。この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとする。

4　県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第18条　この条例の規定は、市町村が地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

附　則

1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、同年10月１日から施行する。

2　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、基本理念、県等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第24号議案

神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例

神奈川県動物保護センター建設基金条例（平成27年神奈川県条例第60号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

動物保護センターの建設に係る寄附募集の終了に伴い、神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第25号議案

神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例

目次

第１章　政策局関係（第１条～第３条）
第２章　総務局関係（第４条）
第３章　国際文化観光局関係（第５条～第９条）
第４章　スポーツ局関係（第10条～第14条）
第５章　環境農政局関係（第15条～第19条）
第６章　福祉子どもみらい局関係（第20条・第21条）
第７章　健康医療局関係（第22条～第42条）
第８章　産業労働局関係（第43条～第45条）
第９章　県土整備局関係（第46条～第49条）
第10章　教育委員会関係（第50条）
第11章　公安委員会関係（第51条・第52条）
附則

第１章　政策局関係

（神奈川県立公文書館条例の一部改正）

第１条　神奈川県立公文書館条例（平成５年神奈川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の１　会議室使用料の表中「1,210円」を「1,230円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「590円」を「600円」に、「770円」を「780円」に、「650円」を「660円」に改め、別表の２　大会議室設備使用料の表中「2,830円」を「2,880円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「1,290円」を「1,310円」に改める。

（神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例の一部改正）

第２条　神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例（平成８年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２　ホール等使用料の表ホールの項中「3,540円」を「3,600円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「4,030円」を「4,100円」に改め、同表会議室の項中「1,170円」を「1,190円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「930円」を「940円」に、「620円」を「630円」に、「780円」を「790円」に、「970円」を「980円」に、「640円」を「650円」に改め、同表展示場の項中「8,700円」を「8,860円」に、「5,560円」を「5,660円」に改める。

別表第２の２　16ミリ映画映写装置使用料の表中「2,830円」を「2,880円」に改める。

（神奈川県立相模湖交流センター条例の一部改正）

第３条　神奈川県立相模湖交流センター条例（平成11年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１　多目的ホール利用料金の表中「42,180円」を「42,960円」に、「11,320円」を「11,520

円」に、「15,330円」を「15,610円」に、「19,860円」を「20,220円」に、「46,910円」を「47,770円」に、「12,550円」を「12,780円」に、「16,980円」を「17,290円」に、「22,120円」を「22,520円」に、「21,090円」を「21,480円」に、「5,660円」を「5,760円」に、「7,620円」を「7,760円」に、「9,980円」を「10,160円」に、「23,460円」を「23,890円」に、「6,280円」を「6,390円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「11,010円」を「11,210円」に改め、別表第１の２　アートギャラリー利用料金の表中「13,580円」を「13,830円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「7,510円」を「7,640円」に改め、別表第１の３　レッスン室利用料金の表中「5,350円」を「5,440円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,470円」を「2,510円」に改め、別表第１の４　研修室利用料金の表中「830円」を「840円」に改め、別表第１の５　主催者控室利用料金の表中「930円」を「940円」に改める。

別表第２中「4,190円」を「4,260円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,140円」を「3,190円」に改める。

第２章　総務局関係

（行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正）

第４条　行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第２項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第３項の前に見出しとして「(使用料の徴収に関する規定の読替え)」を付し、附則に次の１項を加える。

４　平成31年10月１日以後の行政財産の使用に係る使用料であつて同年４月１日から同年９月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第２条第１項の規定の適用については、同項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第３条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第２条の規定による改正後の地方税法」とする。

第３章　国際文化観光局関係

（神奈川県立県民ホール条例の一部改正）

第５条　神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１　施設利用料金の表の⑴の表中「190,080円」を「193,600円」に、「249,480円」を「254,100円」に、「279,180円」を「284,350円」に、「213,840円」を「217,800円」に、「320,760円」を「326,700円」に、「142,560円」を「145,200円」に、「201,960円」を「205,700円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「237,600円」を「242,000円」に、「95,040円」を「96,800円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「112,860円」を「114,950円」に、「166,320円」を「169,400円」に、「43,960円」を「44,770円」に、「60,590円」を「61,710円」に、「67,720円」を「68,970円」に、「51,070円」を「52,010円」に、「74,830円」を「76,210円」に、「33,260円」を「33,870円」に、「46,320円」を「47,170円」に、「48,710円」を「49,610円」に、「36,830円」を「37,510円」に、「54,640円」を「55,650円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「30,880円」を「31,450円」に、「26,130円」を「26,610円」

に、「39,190円」を「39,910円」に改め、別表第１の１　施設利用料金の表の⑵の表中「6,290円」を「6,400円」に、「7,830円」を「7,970円」に、「12,580円」を「12,810円」に、「15,680円」を「15,970円」に改め、別表第１の１　施設利用料金の表の⑶の表中「2,610円」を「2,650円」に、「1,300円」を「1,320円」に改め、別表第１の１　施設利用料金の表の⑷の表中「8,680円」を「8,840円」に、「5,580円」を「5,680円」に、「10,210円」を「10,390円」に、「6,890円」を「7,010円」に、「25,880円」を「26,350円」に、「17,210円」を「17,520円」に改め、別表第１の１　施設利用料金の表の⑸の表中「3,440円」を「3,500円」に、「4,870円」を「4,960円」に、「5,330円」を「5,420円」に、「830円」を「840円」に、「940円」を「950円」に改め、別表第１の１　施設利用料金の表の⑹の表中「1,060円」を「1,070円」に改め、別表第１の２　設備利用料金の表中「23,520円」を「23,950円」に、「8,900円」を「9,060円」に、「15,680円」を「15,970円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「13,540円」を「13,790円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「6,760円」を「6,880円」に、「4,150円」を「4,220円」に改める。

別表第２の１　施設利用料金の表の⑴の表中「205,720円」を「209,520円」に、「288,000円」を「293,330円」に、「329,150円」を「335,240円」に、「246,860円」を「251,430円」に、「370,290円」を「377,140円」に、「154,290円」を「157,140円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「185,150円」を「188,570円」に、「277,720円」を「282,860円」に、「102,860円」を「104,760円」に、「144,000円」を「146,660円」に、「164,580円」を「167,620円」に、「123,430円」を「125,710円」に、「87,430円」を「89,040円」に、「122,400円」を「124,660円」に、「139,890円」を「142,480円」に改め、別表第２の１　施設利用料金の表の⑵の表中「38,580円」を「39,290円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「61,720円」を「62,860円」に、「46,290円」を「47,140円」に、「69,430円」を「70,710円」に、「25,720円」を「26,190円」に、「36,000円」を「36,660円」に、「41,150円」を「41,910円」に、「30,860円」を「31,430円」に、「21,910円」を「22,310円」に、「30,660円」を「31,220円」に、「34,980円」を「35,620円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「12,860円」を「13,090円」に、「19,340円」を「19,690円」に、「15,430円」を「15,710円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「24,690円」を「25,140円」に、「18,520円」を「18,860円」に、「27,780円」を「28,290円」に、「13,890円」を「14,140円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「22,220円」を「22,630円」に、「16,770円」を「17,080円」に、「25,100円」を「25,560円」に、「4,940円」を「5,030円」に、「6,900円」を「7,020円」に、「7,820円」を「7,960円」に、「5,970円」を「6,080円」に、「8,850円」を「9,010円」に、「7,000円」を「7,120円」に、「9,780円」を「9,960円」に、「11,110円」を「11,310円」に、「8,230円」を「8,380円」に、「12,350円」を「12,570円」に、「10,290円」を「10,480円」に、「14,400円」を「14,660円」に、「16,460円」を「16,760円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「4,430円」を「4,510円」に、「6,590円」を「6,710円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「6,180円」を「6,290円」に、「9,260円」を「9,430円」に、「18,310円」を「18,640円」に、「25,620円」を「26,090円」に、「29,220円」を「29,760円」に、「32,820円」を「33,420円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「11,940円」を「12,160円」に、「13,580円」を「13,830円」に、「10,390円」を「10,580円」に、「12,140円」を「12,360円」に、「16,980円」を「17,290円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「4,020円」を「4,090円」に、「4,530円」を「4,610円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,120円」を「4,190円」に、「7,310円」を「7,440円」に改め、別表第２の１　施設利用料金の

表の⑶の表中「1,550円」を「1,570円」に改め、別表第２の２　設備利用料金の表中「15,430円」を「15,710円」に、「11,320円」を「11,520円」に、「55,550円」を「56,570円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「25,720円」を「26,190円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「22,630円」を「23,040円」に改める。

（神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部改正）

第６条　神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「2,010円」を「2,040円」に、「2,480円」を「2,520円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「940円」を「950円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「650円」を「660円」に改める。

別表第２中「1,000円」を「1,010円」に改める。

（神奈川県立音楽堂条例の一部改正）

第７条　神奈川県立音楽堂条例（平成７年神奈川県条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「80,780円」を「82,270円」に、「89,100円」を「90,750円」に、「102,160円」を「104,050円」に、「106,920円」を「108,900円」に、「115,240円」を「117,370円」に、「49,890円」を「50,810円」に、「60,590円」を「61,710円」に、「76,030円」を「77,430円」に、「78,400円」を「79,850円」に、「83,160円」を「84,700円」に改める。

別表第２中「13,540円」を「13,790円」に、「5,690円」を「5,790円」に、「8,680円」を「8,840円」に、「2,610円」を「2,650円」に、「7,360円」を「7,490円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「6,760円」を「6,880円」に改める。

（神奈川県立地球市民かながわプラザ条例の一部改正）

第８条　神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成９年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「4,630円」を「4,710円」に、「5,350円」を「5,440円」に、「5,820円」を「5,920円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「4,430円」を「4,510円」に、「2,320円」を「2,360円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,270円」を「2,310円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「980円」を「990円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「570円」を「580円」に、「670円」を「680円」に、「720円」を「730円」に、「2,110円」を「2,140円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,910円」を「1,940円」に、「930円」を「940円」に、「620円」を「630円」に、「780円」を「790円」に、「880円」を「890円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「2,580円」を「2,620円」に改める。

別表第２中「5,760円」を「5,860円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「3,140円」を「3,190円」に改める。

（神奈川県立かながわアートホール条例の一部改正）

第９条　神奈川県立かながわアートホール条例（平成20年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「午後０時」を「正午」に、「12,100円」を「12,320円」に、「14,520円」を「14,780円」に、「16,120円」を「16,410円」に、「19,340円」を「19,690円」に、「15,170円」を「15,450円」に、「18,200円」を「18,530円」に、「43,390円」を「44,180円」に、「52,060円」を「53,000円」に、「6,700円」を「6,820円」に、「8,040円」を「8,180円」に、「8,930円」を「9,090円」に、「10,710円」を「10,900円」に、「8,450円」を「8,600円」に、「10,140円」を「10,320円」に、「24,080円」を「24,510円」に、「28,890円」を「29,400円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「1,930円」を「1,960円」に、「2,140円」を「2,170円」に、「2,560円」を「2,600円」に、「2,020円」を「2,050円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「5,770円」を「5,850円」に、「6,910円」を「7,020円」に、「1,430円」を「1,450円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「950円」を「960円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,130円」を「5,200円」に、「6,150円」を「6,260円」に、「990円」を「1,000円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「660円」を「670円」に、「790円」を「800円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「3,560円」を「3,610円」に、「4,260円」を「4,320円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「980円」を「990円」に、「2,810円」を「2,840円」に改める。

別表第２中「3,140円」を「3,190円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「4,190円」を「4,260円」に改め、同表の備考１中「午後０時」を「正午」に改める。

第４章　スポーツ局関係

（神奈川県立武道館条例の一部改正）

第10条　神奈川県立武道館条例（昭和57年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表の１　施設利用料金の表中「午後０時」を「正午」に、「4,750円」を「4,830円」に、「1,660円」を「1,690円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「5,690円」を「5,790円」に、「2,610円」を「2,650円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「1,310円」を「1,330円」に、「9,390円」を「9,560円」に、「3,440円」を「3,500円」に、「4,150円」を「4,220円」に、「4,700円」を「4,780円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「2,080円」を「2,110円」に改め、別表の２　照明設備利用料金の表中「700円」を「710円」に改める。

（神奈川県立スポーツ会館条例の一部改正）

第11条　神奈川県立スポーツ会館条例（昭和59年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「710円」に、「1,030円」を「1,040円」に改める。

（神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部改正）

第12条　神奈川県立伊勢原射撃場条例（平成９年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「830円」を「840円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,680円」を「2,730円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「けん銃」を「拳銃」に、「3,600円」を「3,660円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,780円」を「2,830円」に改める。

（神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部改正）

第13条　神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成９年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,550円」を「1,570円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「520円」を「530円」に、「620円」を「630円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「6,180円」を「6,290円」に改め、同表の備考中「午後零時」を「正午」に改める。

（神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場条例の一部改正）

第14条　神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場条例（平成27年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,510円」を「1,530円」に、「15,690円」を「15,980円」に、「3,020円」を「3,070円」に、「31,370円」を「31,950円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「46,510円」を「47,370円」に、「800円」を「810円」に、「1,320円」を「1,340円」に改める。

第5章　環境農政局関係

（神奈川県立大船フラワーセンター条例の一部改正）

第15条　神奈川県立大船フラワーセンター条例（昭和39年神奈川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の1　入園料金の表中「2,000円」を「2,030円」に、「1,200円」を「1,220円」に改め、別表の2　駐車場利用料金の表中「620円」を「630円」に改める。

（神奈川県漁港管理条例の一部改正）

第16条　神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（三崎漁港管理条例の廃止）」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（占用料の額に関する規定の読替え）

6　平成31年10月1日以後の甲種漁港施設の利用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の占用に係る占用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの（占用料を月割りで算定するものにあつては、同日以前の日を利用の期間に含むものを除く。）に関する別表第2及び別表第3の規定の適用については、別表第2の2　占用料の表及び備考10並びに別表第3の備考3及び備考4 中「消費税率等」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法第29条の税率と当該税率に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率」とする。

別表第2の1　利用料の表停係泊料の項中「540円」を「550円」に、「100円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「110円」に、「250,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「275,000円」に、「300,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「330,000円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表駐車料の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表城ケ島大橋渡橋料の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

別表第4　停係泊料の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表駐車料の項中「1,030円」を「1,040

円」に改める。

（神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例の一部改正）

第17条　神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例（平成17年神奈川県条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「261円」を「262円」に改め、同表2の項中「315円」を「316円」に改め、同表3の項中「261円」を「262円」に改める。

（神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部改正）

第18条　神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表の1　入園料金の表中「1,000円」を「1,010円」に、「750円」を「760円」に改め、別表の3　駐車場利用料金の表中「1,550円」を「1,570円」に改める。

（神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部改正）

第19条　神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（使用料の額に関する規定の読替え）

2　平成31年10月1日以後の第15条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る使用料であって同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第16条の規定の適用については、同条中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

第6章　福祉子どもみらい局関係

（神奈川県立青少年センター条例の一部改正）

第20条　神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「午後0時」を「正午」に、「62,940円」を「64,100円」に、「84,540円」を「86,100円」に、「101,410円」を「103,280円」に、「76,010円」を「77,410円」に、「101,000円」を「102,870円」に、「121,260円」を「123,500円」に、「52,250円」を「53,210円」に、「79,090円」を「80,550円」に、「94,930円」を「96,680円」に、「66,540円」を「67,770円」に、「93,180円」を「94,900円」に、「111,800円」を「113,870円」に、「41,550円」を「42,310円」に、「51,220円」を「52,160円」に、「61,500円」を「62,630円」に、「56,980円」を「58,030円」に、「73,850円」を「75,210円」に、「820円」を「830円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「11,310円」を「11,510円」に、「13,980円」を「14,230円」に、「11,210円」を「11,410円」に、「13,470円」を「13,710円」に、「16,760円」を「17,070円」に、「6,680円」を「6,800円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「9,970円」を「10,150円」に、「9,560円」を「9,730円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「4,420円」を「4,500円」に、「5,340円」を「5,430円」に改める。

別表第2中「6,780円」を「6,900円」に、「9,460円」を「9,630円」に、「8,220円」を「8,370円」

に、「1,950円」を「1,980円」に、「10,490円」を「10,680円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「6,580円」を「6,700円」に改める。

（神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例の一部改正）

第21条　神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例（昭和57年神奈川県条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「810円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,240円」を「1,260円」に改める。

第７章　健康医療局関係

（えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例の一部改正）

第22条　えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１万2,140円」を「１万2,160円」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第23条　旅館業法施行条例（昭和32年神奈川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「２万2,040円」を「２万2,060円」に改め、同条第２号中「7,420円」を「7,430円」に改める。

（神奈川県海水浴場等に関する条例の一部改正）

第24条　神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項中「１万3,630円」を「１万3,650円」に改める。

（衛生試験、治療等に関する条例の一部改正）

第25条　衛生試験、治療等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第２号中「1,670円」を「1,700円」に改める。

別表の１の項⑴ア中「1,320円」を「1,340円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「１万9,560円」を「１万9,920円」に、「４万9,100円」を「５万円」に、「３万5,420円」を「３万6,070円」に、「２万2,800円」を「２万3,220円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「9,810円」を「9,990円」に改め、同項⑴イ中「3,210円」を「3,260円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「１万3,400円」を「１万3,640円」に、「9,640円」を「9,810円」に、「３万2,190円」を「３万2,780円」に改め、同項(1)ウ中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「3,740円」を「3,800円」に、「9,810円」を「9,990円」に、「１万7,430円」を「１万7,750円」に改め、同項⑴エ中「４万240円」を「４万980円」に、「7,070円」を「7,200円」に改め、同項⑵中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「１万4,900円」を「１万5,170円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「１万7,700円」を「１万8,020円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「5,460円」を「5,560円」に、「１万920円」を「１万1,120円」に、「２万2,660円」を「２万3,070円」に、「３万6,220円」を「３万6,890円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「１万320円」を「１万510円」に、「１万3,400円」を「１万3,640円」に改め、同項⑶中「1,600円」を「1,620円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「１万9,560円」を「１万9,920円」に、

「４万8,300円」を「４万9,190円」に改め、同項⑷中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「9,790円」を「9,970円」に、「４万240円」を「４万980円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「1,870円」を「1,900円」に、「33万6,090円」を「34万2,310円」に、「6,880円」を「7,000円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「13万510円」を「13万2,920円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「5,270円」を「5,360円」に、「２万750円」を「２万1,130円」に、「３万1,170円」を「３万1,740円」に、「24万2,430円」を「24万6,910円」に、「5,900円」を「6,000円」に改め、同項⑸中「４万9,210円」を「５万120円」に、「11万9,040円」を「12万1,240円」に、「6,010円」を「6,120円」に、「７万6,390円」を「７万7,800円」に、「１万4,400円」を「１万4,660円」に、「１万2,780円」を「１万3,010円」に、「10万9,170円」を「11万1,190円」に、「17万1,990円」を「17万5,170円」に、「25万2,420円」を「25万7,090円」に、「６万7,840円」を「６万9,090円」に、「９万1,800円」を「９万3,500円」に、「13万4,160円」を「13万6,640円」に、「６万6,620円」を「６万7,850円」に、「11万5,920円」を「11万8,060円」に改め、同項⑹中「1,320円」を「1,340円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「１万3,400円」を「１万3,640円」に改め、同項⑺中「2,130円」を「2,160円」に、「3,740円」を「3,800円」に、「8,840円」を「9,000円」に、「１万7,430円」を「１万7,750円」に、「５万6,350円」を「５万7,390円」に、「３万6,220円」を「３万6,890円」に、「８万510円」を「８万2,000円」に、「16万2,370円」を「16万5,370円」に、「９万3,930円」を「９万5,660円」に改め、同項⑻中「２万9,500円」を「３万40円」に、「３万6,220円」を「３万6,890円」に、「４万4,280円」を「４万5,100円」に改め、同項⑼中「6,690円」を「6,810円」に、「１万6,080円」を「１万6,370円」に、「２万6,820円」を「２万7,310円」に改め、同項⑽中「3,210円」を「3,260円」に、「9,640円」を「9,810円」に、「２万6,820円」を「２万7,310円」に改め、同項⑾中「2,940円」を「2,990円」に、「7,360円」を「7,490円」に改め、同表の３の項中「750円」を「760円」に、「2,690円」を「2,730円」に改め、同表の４の項中「２万1,600円」を「２万2,000円」に改める。

（神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正）

第26条　神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条第１号中「１万5,400円」を「１万5,530円」に改め、同条第２号中「4,610円」を「4,620円」に改め、同条第４号中「8,240円」を「8,260円」に改める。

（神奈川県立煤ケ谷診療所条例の一部改正）

第27条　神奈川県立煤ケ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

（魚介類行商等に関する条例の一部改正）

第28条　魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「4,940円」を「4,960円」に改め、同項第２号中「6,540円」を「6,560円」に改め、同項第３号中「4,940円」を「4,960円」に改め、同条第２項第１号中「2,480円」を「2,500円」に改め、同項第２号中「3,280円」を「3,300円」に改め、同項第３号中「2,480円」を「2,500円」に改める。

（神奈川県立平塚看護大学校条例の一部改正）

第29条　神奈川県立平塚看護大学校条例（昭和46年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正す

る。

第５条第３項第２号中「７万300円」を「７万500円」に改める。

（神奈川県動物愛護センター手数料徴収条例の一部改正）

第30条　神奈川県動物愛護センター手数料徴収条例（昭和47年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「770円」を「780円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「760円」を「770円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「5,410円」を「5,510円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「840円」を「850円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「3,630円」を「3,690円」に、「1,220円」を「1,240円」に改め、同表２の項中「8,400円」を「8,550円」に、「１万5,990円」を「１万6,280円」に改め、同表３の項中「1,140円」を「1,160円」に、「1,670円」を「1,700円」に改める。

（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部改正）

第31条　公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「２万2,040円」を「２万2,060円」に改める。

（神奈川県立よこはま看護専門学校条例の一部改正）

第32条　神奈川県立よこはま看護専門学校条例（昭和49年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項第２号中「７万300円」を「７万500円」に改める。

（神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部改正）

第33条　神奈川県立衛生看護専門学校条例（昭和53年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項第２号中「７万300円」を「７万500円」に改める。

（興行場法施行条例の一部改正）

第34条　興行場法施行条例（昭和59年神奈川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第６条中「２万2,040円」を「２万2,060円」に改める。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

第35条　化製場等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第６条中「及び法第９条第１項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者」を削り、同条第１号中「２万5,760円」を「２万5,780円」に改め、同条第２号中「１万7,340円」を「１万7,360円」に改め、同条第３号を削る。

（神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第36条　神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条中「３万2,050円」を「３万2,080円」に改める。

（食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正）

第37条　食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「１万7,430円」を「１万7,750円」に、「３万2,190円」を「３万2,780円」に、「４万

4,280円」を「４万5,100円」に、「15万円」を「15万90円」に、「９万円」を「９万20円」に、「１万6,040円」を「１万6,060円」に、「9,640円」を「9,660円」に、「１万4,040円」を「１万4,060円」に、「２万1,040円」を「２万1,060円」に改める。

（理容師法施行条例の一部改正）

第38条　理容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１万6,040円」を「１万6,060円」に改める。

（美容師法施行条例の一部改正）

第39条　美容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１万6,040円」を「１万6,060円」に改める。

（神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第40条　神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例（平成14年神奈川県条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

（クリーニング業法施行条例の一部改正）

第41条　クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「１万6,040円」を「１万6,060円」に改める。

（神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第42条　神奈川県総合リハビリテーションセンター条例（平成16年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「第４号まで」を「第３号まで」に、「第３条第５号」を「第３条第４号」に、「２万1,460円」を「２万1,850円」に、「３万2,200円」を「３万2,790円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「630円」を「640円」に改める。

別表第２中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

第８章　産業労働局関係

（神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部改正）

第43条　神奈川県立産業技術短期大学校条例（平成６年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「9,600円」を「9,900円」に、「20,700円」を「21,000円」に、「49,000円」を「49,900円」に、「4,900円」を「5,100円」に、「6,100円」を「6,200円」に改める。

（神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部改正）

第44条　神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成７年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１　多目的ホール等利用料金の表中「12,660円」を「12,890円」に、「16,050円」を「16,340円」に、「9,160円」を「9,320円」に、「11,520円」を「11,730円」に、「5,460円」を「5,560円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「4,020円」を「4,090円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「8,950円」を「9,110円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,580円」を「2,620円」に、「720円」を「730円」に、「930

円」を「940円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,780円」を「2,830円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「2,990円」を「3,040円」に、「3,810円」を「3,880円」に、「4,740円」を「4,820円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「3,190円」を「3,240円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「2,680円」を「2,720円」に改め、別表第1の2　ギャラリー利用料金の表中「2,110円」を「2,140円」に、「1,340円」を「1,360円」に改め、別表第1の3　音楽スタジオ利用料金の表中「1,190円」を「1,210円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1　多目的ホール等設備利用料金の表中「780円」を「790円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第2の2　音楽スタジオ設備利用料金の表中「1,080円」を「1,100円」に、「570円」を「580円」に、「670円」を「680円」に改める。

（神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例の一部改正）

第45条　神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例（平成29年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,275円」を「1,298円」に、「638円」を「649円」に、「1,470円」を「1,497円」に、「735円」を「749円」に、「1,575円」を「1,604円」に、「788円」を「802円」に改める。

第9章　県土整備局関係

（神奈川県都市公園条例の一部改正）

第46条　神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項を削る。

附則第3項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第4項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（使用料の額に関する規定の読替え）

4　平成31年10月1日（同年4月1日以後に法第5条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間の初日が同年10月1日前である場合にあつては、当該初日に応当する同月中の日）以後の同項の許可に基づく公園施設の管理又は同月1日以後の第11条第1項若しくは第3項の許可を受けた行為に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する別表第2の1　公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料及び同表の3　第11条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の規定の適用については、同表中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。この場合においては、公園施設の管理に係る使用料は、当該使用料に係る期間が1年であるときは、月割りをもつて計算する。

附則第5項を削る。

別表第3中「690円」を「700円」に改める。

別表第5中「35,930円」を「36,590円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「14,250円」を「14,510

円」に、「7,120円」を「7,250円」に、「4,750円」を「4,830円」に、「940円」を「950円」に、「700円」を「710円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「600円」を「610円」に、「840円」を「850円」に、「1,050円」を「1,060円」に改める。

（港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第47条　港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第3項を次のように改める。

（利用料等の額に関する規定の読替え）

3　次に掲げる利用料等のうち平成31年10月1日以後の利用等に係るものであつて同年5月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの（同年5月1日以後に利用等の申込みがあつたものに限る。）に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

⑴　第4条第1項の承認を受けた港湾の施設の利用に係る利用料（岸壁利用料及び船舶給水料にあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。）

⑵　第5条第1項の承認を受けた専用利用に係る利用料（別表第1の7　専用利用料⑴の表に定める利用料のうち月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。）

⑶　法第37条第1項の許可を受けた占用（占用料を月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を占用の期間に含むものを除く。）に係る占用料又は同項の許可を受けた土砂の採取（採取の許可の期間の初日が同月1日以後であるものに限る。）に係る土砂採取料

附則第4項を削る。

別表第1の2　係留料の表中表の部分を次のように改める。

港湾名	施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
		単位	1日		1箇月		1箇年	
		利用者 / 船長	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場中央物	6メートル以下のもの	2,090円	2,560円	36,360円	43,640円	396,550円	475,840円

	揚場 北物揚場 浮桟橋	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	47,270円	56,670円	515,400円	618,490円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	573,320円	687,920円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	58,180円	69,860円	636,240円	763,430円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,910円	4,680円	64,710円	77,590円	705,500円	846,650円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,360円	5,290円	73,050円	87,590円	796,470円	955,790円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,830円	5,730円	81,840円	98,200円	892,290円	1,070,710円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,290円	6,340円	88,210円	105,780円	963,380円	1,156,050円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,580円	6,650円	94,560円	113,530円	1,032,800円	1,239,450円
		10メートルを超えるもの	5,580円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	6,650円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに590円を加算した額	94,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	113,530円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	1,032,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	1,239,450円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに83,350円を加算した額
湘南港	漁船物揚場 漁船船揚場	4メートル以下のもの	590円	740円	10,430円	12,560円	114,440円	137,180円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	740円	880円	13,320円	16,050円	145,040円	174,000円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	880円	1,200円	16,340円	19,670円	178,870円	214,640円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	19,540円	23,480円	212,520円	254,970円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	22,560円	27,110円	246,030円	295,280円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,490円	1,800円	25,140円	30,140円	274,060円	328,960円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,160円	33,790円	307,710円	369,270円

		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,950円	2,410円	32,260円	38,780円	352,290円	422,780円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,250円	2,690円	37,420円	44,850円	408,380円	490,090円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,560円	3,010円	42,570円	51,050円	465,540円	558,610円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	560,420円	672,460円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,310円	3,910円	56,370円	67,580円	615,310円	738,400円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,610円	4,360円	61,520円	73,800円	671,390円	805,710円
		10メートルを超えるもの	3,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,360円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	61,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,140円を加算した額	73,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,030円を加算した額	671,390円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,060円を加算した額	805,710円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに66,680円を加算した額
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 東物揚場 東中央物揚場 東船揚場 南物揚場	6メートル以下のもの	1,720円	2,100円	29,980円	35,990円	327,150円	392,550円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,320円	2,780円	38,990円	46,750円	425,190円	510,240円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,460円	2,960円	42,360円	50,860円	472,970円	567,510円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,840円	3,470円	47,990円	57,630円	524,870円	629,810円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,220円	3,850円	53,380円	64,000円	582,040円	698,470円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,590円	4,330円	60,260円	72,270円	657,090円	788,520円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,970円	4,720円	67,500円	81,030円	736,130円	883,330円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,330円	5,220円	72,760円	87,260円	794,760円	953,750円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,610円	5,460円	78,000円	93,640円	852,070円	1,022,520円

		10メートルを超えるもの	4,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340円を加算した額	5,460円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに460円を加算した額	78,000円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,220円を加算した額	93,640円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,230円を加算した額	852,070円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,870円を加算した額	1,022,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,760円を加算した額
葉山港	本港浮桟橋 新港浮桟橋	6メートル以下のもの	1,880円	2,300円	32,710円	39,260円	356,890円	428,240円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,520円	3,030円	42,550円	51,000円	463,850円	556,640円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,690円	3,220円	46,220円	55,490円	515,990円	619,110円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,100円	3,780円	52,360円	62,870円	572,590円	687,060円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,520円	4,200円	58,220円	69,820円	634,950円	761,980円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,920円	4,730円	65,740円	78,840円	716,830円	860,220円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,330円	5,160円	73,630円	88,390円	803,060円	963,630円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,730円	5,690円	79,380円	95,190円	867,010円	1,040,440円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,030円	5,970円	85,100円	102,150円	929,540円	1,115,480円
		10メートルを超えるもの	5,030円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに380円を加算した額	5,970円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに500円を加算した額	85,100円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,690円を加算した額	102,150円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,790円を加算した額	929,540円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに62,040円を加算した額	1,115,480円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに75,010円を加算した額
真鶴港	南物揚場 北物揚場 第一物揚場 第三物揚場 第六物	6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	21,810円	26,200円	237,990円	285,580円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,320円	33,920円	309,240円	371,090円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,800円	2,250円	31,500円	37,870円	343,950円	412,770円

	揚場 南船揚場 北船揚場 船舶修理施設	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,090円	2,560円	34,990円	41,970円	381,700円	458,100円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,560円	3,010円	38,780円	46,510円	423,390円	508,130円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	43,780円	52,580円	477,800円	573,320円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,310円	3,910円	49,090円	58,950円	535,410円	642,440円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	52,880円	63,500円	578,010円	693,680円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,760円	4,520円	56,810円	68,170円	619,720円	743,550円
		10メートルを超えるもの	3,760円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	56,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,910円を加算した額	68,170円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,520円を加算した額	619,720円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに41,360円を加算した額	743,550円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに49,560円を加算した額

別表第1の3　陸置料の表中表の部分を次のように改める。

港湾名	施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
		単位	1日		1箇月		1箇年	
		利用者 船長	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	船舶保管地	4メートル以下のもの	880円	1,020円	12,860円	15,450円	150,650円	180,830円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	1,020円	1,200円	16,340円	19,670円	178,410円	214,030円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	20,130円	24,240円	220,250円	264,360円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,340円	1,630円	23,930円	28,780円	261,480円	313,780円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,630円	1,950円	27,720円	33,320円	302,870円	363,500円

		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,800円	2,090円	30,910円	37,120円	337,440円	404,900円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,090円	2,560円	33,040円	39,690円	378,660円	454,470円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,410円	2,850円	39,690円	47,570円	433,700円	520,410円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,690円	3,310円	46,050円	55,310円	502,670円	603,180円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,150円	3,760円	52,440円	62,880円	572,860円	687,470円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,760円	4,520円	64,090円	76,970円	699,440円	839,380円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,070円	4,830円	69,410円	83,350円	757,200円	908,660円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,520円	5,430円	75,770円	90,930円	826,180円	991,420円
		10メートルを超えるもの	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに360円を加算した額	5,430円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	75,770円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	90,930円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	826,180円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	991,420円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに82,740円を加算した額
葉山港	船舶保管地	4メートル以下のもの	730円	840円	10,600円	12,720円	124,300円	149,180円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	840円	960円	13,470円	16,240円	147,170円	176,570円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	960円	1,230円	16,610円	19,970円	181,690円	218,090円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,100円	1,340円	19,730円	23,730円	215,720円	258,870円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,340円	1,600円	22,850円	27,470円	249,860円	299,880円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,470円	1,720円	25,480円	30,600円	278,380円	334,030円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,720円	2,100円	27,240円	32,730円	312,370円	374,920円

		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,980円	2,350円	32,730円	39,240円	357,780円	429,320円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,230円	2,710円	37,980円	45,620円	414,700円	497,620円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,590円	3,080円	43,230円	51,880円	472,610円	567,150円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,080円	3,720円	52,870円	63,510円	577,030円	692,480円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,360円	3,970円	57,270円	68,760円	624,690円	749,630円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,720円	4,470円	62,490円	74,990円	681,590円	817,910円
		10メートルを超えるもの	3,720円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円を加算した額	4,470円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円を加算した額	62,490円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,660円を加算した額	74,990円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,560円を加算した額	681,590円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに50,780円を加算した額	817,910円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに60,950円を加算した額

別表第1の4　駐車場利用料の表中「820円」を「830円」に、「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、別表第1の6　クレーン利用料の表中「2,780円」を「2,830円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「5,210円」を「5,300円」に、「3,260円」を「3,320円」に改め、別表第1の6の2　港湾管理事務所利用料(1)　会議室利用料の表中「1,150円」を「1,160円」に、「1,270円」を「1,280円」に、「720円」を「730円」に、「800円」を「810円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「3,630円」を「3,690円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「830円」を「840円」に、「910円」を「930円」に改め、別表第1の6の2　港湾管理事務所利用料(3)　船具ロッカー利用料の表中「15,320円」を「15,600円」に、「10,180円」を「10,360円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

別表第3の1　駐車場利用料金の表中「830円」を「840円」に、「620円」を「630円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,100円」を「3,150円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,060円」を「2,090円」に改め、別表第3の2　港湾管理事務所利用料金(1)　会議室利用料金の表中「690円」を「700円」に、「780円」を「790円」に、「740円」を「750円」に、「830円」を「840円」に改め、別表第3の2　港湾管理事務所利用料金(2)　設備利用料金イ　会議室設備利用料金の表中「1,440円」を「1,460円」に改め、別表第3の2　港湾管理事務所利用料金(3)　船具ロッカー利用料金の表中「13,070円」を「13,310円」に、「6,540円」を「6,660円」に改め、別表第3の3　舟艇上下架装置利用料金の表中「620円」を「630円」に改める。

（神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第48条　神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第２項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の１項を加える。

(占用料等の徴収に関する規定の読替え)

4　平成31年10月１日以後の海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用（占用料を月割りで計算するものにあっては、同日前の日を占用の期間に含むものを除く。）に係る占用料又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内における土石の採取（採取の許可の期間の初日が同日以後であるものに限る。）に係る土石採取料であって同年４月１日から同年９月30日までの間に地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知をするものに関する第２条第１項及び第２項の規定の適用については、同条第１項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第３条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第２条の規定による改正後の地方税法」とする。

(神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部改正)

第49条　神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「1,030円」を「1,040円」に、「620円」を「630円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「780円」を「790円」に、「1,680円」を「1,710円」に改める。

第10章　教育委員会関係

(神奈川県立のふれあいの村条例の一部改正)

第50条　神奈川県立のふれあいの村条例（平成２年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「650円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に改める。

第11章　公安委員会関係

(神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第51条　神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「4,050円」を「4,120円」に、「8,550円」を「8,700円」に、「8,950円」を「9,110円」に、「8,300円」を「8,440円」に、「8,700円」を「8,850円」に、「7,850円」を「7,990円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「6,250円」を「6,350円」に、「8,100円」を「8,240円」に、「7,650円」を「7,780円」に改め、同表の備考中「2,350円」を「2,390円」に改める。

(神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正)

第52条　神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項中「2,510円」を「2,520円」に改め、同表６の項中「2,650円」を「2,660円」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第４項及び附則第５項の規定　公布の日

⑵　第４条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第１項及び附則第２項に見出しを付する改正規定、同条例附則第３項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に１項を加える改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第１項に見出しを付する改正規定、同条例附則第２項を削る改正規定、同条例附則第３項を同条例附則第２項とし、同項の前に見出しを付し、同条例附則第４項を同条例附則第３項とし、同項の次に１項を加える改正規定及び同条例附則第５項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第３項、附則第６項、附則第10項及び附則第11項の規定　平成31年４月１日

⑶　第47条中港湾の設置及び管理等に関する条例附則第１項及び附則第２項に見出しを付する改正規定、同条例附則第３項の改正規定並びに同条例附則第４項を削る改正規定並びに附則第12項から附則第15項までの規定　平成31年５月１日

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

2　前項第２号に掲げる規定の施行の日（以下「第２号施行日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、第１条、第２条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

（神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター等の使用料に関する経過措置）

3　第２号施行日前に第２条、第20条及び第51条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みを受理しているものに係る使用料等については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（利用料金に関する経過措置）

4　第３条、第５条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

5　第３条、第５条から第14条まで、第46条及び第50条に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事又は神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。

（甲種漁港施設の利用料に関する経過措置）

6　施行日以後の甲種漁港施設の利用に係る利用料であって第２号施行日から施行日の前日までの間に地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知をするもの（利用料を月割りで算定する場合における同日以前の日を含む月のもの及び城ケ島大橋渡橋料を除く。）は、第16条の規定による改正後の神奈川県漁港管理条例別表第２に定める額とする。この場合においては、利用料が年額で定められている停係泊に係る利用料は、利用の期間が１年であるものについても月割りで算定する。

（城ケ島大橋渡橋料に関する経過措置）

7　施行日以後の城ケ島大橋の利用であって、施行日前に利用券を発行したものに係る城ケ島大橋渡橋料については、第16条の規定による改正後の神奈川県漁港管理条例別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（産業廃棄物の処分に係る手数料に関する経過措置）

8　施行日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、第17条の規定による改正後の神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（許可等の手数料に関する経過措置）

9　この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（入学料等に関する経過措置）

10　第２号施行日から施行日の前日までの間に、第29条、第32条及び第33条に規定する各条例の規定による施行日以後の入学又は転入学の手続をした場合における当該入学又は転入学に係る入学料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

11　第２号施行日から施行日の前日までの間に施行日以後の入学選抜の入学願書を提出し、又は入学、聴講若しくは受講の手続をした場合における当該入学選抜に係る入学検定料、入学に係る入学料、聴講に係る聴講料又は受講に係る受講料は、第43条の規定による改正後の神奈川県立産業技術短期大学校条例別表第１に定める額とする。

（港湾の施設の利用料等に関する経過措置）

12　附則第１項第３号に掲げる規定の施行の日（以下「第３号施行日」という。）前に港湾の施設の利用の申込みを受理しているものに係る利用料については、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13　第３号施行日から施行日の前日までの間に施行日以後の港湾の施設の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る利用料（利用料が月額で定められているもの及び次項の規定により利用料を月割りで計算するものにあっては、施行日前の日を含む月のものを除く。）は、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第１に定める額とする。

14　前項に規定する場合において、利用の期間が１箇年である係留料、陸置料及び船具ロッカー利用料は、月割りで計算する。

15　港湾の施設の利用に係る利用料金について附則第４項の承認を得た場合において、第３号施行日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

（運転練習手数料に関する経過措置）

16　施行日前の自動車の運転の練習に係る手数料については、第51条の規定による改正後の神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

消費税率の引上げに伴う使用料等を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第26号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表４の２の項中「相模原市」を「横浜市、相模原市」に改め、同表４の３の項中「及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この項において「政令」という。）」を削り、同項⑴及び⑵中「第48条第８項」の次に「及び法第84条」を加え、同項⑶中「㉗から㉙まで」を「㉘から㉚まで」に改め、「第96条において準用する場合を含む。）」の次に「、法第84条」を加え、同項⑷中「第48条第９項」の次に「、法第84条」を、「定款（」の次に「法第84条において準用する場合にあっては法第77条第２項に規定する定款等、」を加え、「、規約」を「土地改良事業計画及び規約」に改め、同項⑸中「第56条第５項」の次に「、法第84条」を加え、同項⑹中「第48条第９項」の次に「、法第84条」を、「換地計画書」の次に「、法第84条において準用する場合にあっては法第77条第２項に規定する定款等」を加え、同項⑺及び⑻中「第48条第９項」の次に「、法第84条」を加え、同項⑼中「第９条第４項（法第48条第９項」の次に「、法第84条」を、「土地改良区」の次に「（土地改良区連合を含む。⑽、㊻及び㊼を除き、以下この項において同じ。）」を加え、同項⑾中「第10条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項⑿中「第18条第16項（法第68条第４項」を「第18条第17項（法第68条第４項及び法第84条」に改め、同項⒀中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、「第68条第４項」の次に「及び法第84条」を加え、同項⒁中「第19条の４第３号」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項㊶を削り、同項㊵中「同条第２項」を「法第84条及び法第136条第２項」に改め、同項中㊵を㊽とし、同項㊴中「第135条第１項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㊴を㊼とし、同項㊳中「第134条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㊳を㊻とし、同項㊲中「第134条第２項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㊲を㊺とし、同項㊱中「第134条第１項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㊱を㊹とし、同項㊺中「第133条」を「第133条第１項（法第84条において準用する場合を含む。）」に改め、同項中㊺を㊸とし、同項㊹中「第132条第１項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㊹を㊷とし、㊿から㊸までを20ずつ繰り下げ、㊾を㊷とし、その次に次のように加える。

㊸　法第97条第５項の規定により、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示すべき旨の請求を受理すること。

㊹　法第97条第６項の規定により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴き、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示をすること。

㊺　法第98条第５項の規定により、審査の申立てを受理すること。

㊻　法第98条第６項の規定により、審査の申立てについて裁決すること。

㊼　法第98条第８項の規定により、交換分合計画を認可すること。

㊽　法第98条第９項の規定により、交換分合計画の認可について、都道府県機構の意見を聴くこと。

㊾　法第98条第10項の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。

⑹⓪　法第99条第１項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画を認可すること。

⑹①　法第99条第４項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、関係農業委員会の意見を聴くこと。

⑹②　法第99条第５項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、申請の旨を公告し、交換分合計画書の写しを縦覧に供すること。

⑹③　法第99条第６項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、公告した旨を通知すること。

⑹④　法第99条第７項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画に対する異議の申出を受理すること。

⑹⑤　法第99条第８項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画に対する異議の申出について決定すること。

⑹⑥　法第99条第10項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、都道府県機構の意見を聴くこと。

⑹⑦　法第99条第12項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。

⑹⑧　法第100条第１項の規定により、交換分合計画を認可すること。

⑹⑨　法第109条（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、農用地の形質の変更を許可すること。

別表４の３の項中⑷⑻を⑸①とし、同項⑷⑦中「政令」を「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）」に改め、同項中⑷⑦を⑸⓪とし、⑷⑥を⑷⑦とし、その次に次のように加える。

⑷⑧　法第77条第２項の規定により、土地改良区連合の設立を認可すること。

⑷⑨　法第81条の規定により、所属土地改良区の数の増減を認可すること。

別表４の３の項中⑷⑤を⑷⑥とし、同項⑷④中「第71条の２」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑷④を⑷⑤とし、同項⑷③中「第70条の２第４項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑷③を⑷④とし、同項⑷②中「第70条の２第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑷②を⑷③とし、同項⑷①中「第67条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑷①を⑷②とし、同項⑷⓪中「第67条第２項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑷⓪を⑷①とし、同項㊴中「第57条の４第１項（法第57条の８」の次に「及び法第84条」を加え、同項中㊴を⑷⓪とし、同項㊳中「第57条の２第４項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊳を㊴とし、同項㊲中「第57条の２第３項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊲を㊳とし、同項㊱中「第57条の２第１項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊱を㊲とし、同項㊺中「第56条第４項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第２項」を「法第56条第２項」に改め、同項中㊺を㊱とし、同項㊹中「第56条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第１項」を「法第56条第１項」に改め、同項中㊹を㊺とし、同項㊸中「第54条第５項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊸を㊹とし、同項㊷中「第54条第４項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊷を㊸とし、同項㊶中「第54条第３項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊶を㊷とし、同項㊵中「第53条の４第１項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㊵を㊶とし、同項㉙中「第52条の３第１項（法第53条の４第２項にお

いて読み替えて準用する場合」の次に「並びに法第84条」を加え、同項中㉙を㉚とし、同項㉘中「第53条の４第２項」の次に「、法第84条」を加え、同項中㉘を㉙とし、同項㉗中「第52条の２第１項（法第53条の４第２項」の次に「、法第84条」を加え、「㉘」を「㉙」に改め、同項中㉗を㉘とし、同項㉖中「第52条第１項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㉖を㉗とし、同項㉕中「第49条第１項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中㉕を㉖とし、同項㉔中「第48条第11項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㉔を㉕とし、同項㉓中「第48条第10項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㉓を㉔とし、同項㉒中「第48条第１項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を、「土地改良事業計画」の次に「（法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第２項に規定する事業の実施に関する計画。㉕及び㉝において同じ。）」を加え、同項中㉒を㉓とし、同項㉑中「第47条第１項（」の次に「法第84条及び」を加え、同項中㉑を㉒とし、同項⑳中「第41条第４項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑳を㉑とし、同項⑲中「第41条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑲を⑳とし、同項⑱中「第36条第８項」を「第36条第９項（法第84条において準用する場合を含む。）」に改め、同項中⑱を⑲とし、同項⑰中「第30条第３項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑰を⑱とし、同項⑯中「第30条第２項」の次に「（法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中⑯を⑰とし、同項⑮中「第29条の３第１項」を「第29条の４第１項（法第84条において準用する場合を含む。）」に改め、同項中⑮を⑯とし、⑭の次に次のように加える。

⑮　法第29条の２第４項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、決算関係書類を受理すること。

別表５の項⑺中「（昭和26年法律第88号）」を削り、同表34の項の次に次のように加える。

34の２　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1)　法第10条第１項の規定により、墓地等の経営を許可すること。 (2)　法第10条第２項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。 (3)　法第18条第１項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。 (4)　法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、又は墓地等の経営の許可を取り消すこと。	二宮町

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、別表34の項の次に加える改正規定は同年10月１日から、同表４の２の項の改正規定は同年10月31日から施行する。

２　土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第294号）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定による事務については、改正前の別表４の３の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

３　別表34の項の次に加える改正規定の施行の日前にされた墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する許可の申請であって、同項の次に加える改正規定の施行の際許可若し

くは不許可の処分がされていないもの又は同条の規定による許可であって、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）第19条第３項に規定する工事完了検査済証が交付されていないものに係る同法第10条、第18条及び第19条の規定による事務については、改正後の同表34の２の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第27号議案

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

事務部局の区分		定数
知事		7,422人
公営企業管理者		1,001人
議会		76人
選挙管理委員会		5人
監査委員		41人
人事委員会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		772人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,257人
	その他の職員	1,113人
	小計	13,370人
労働委員会		21人
神奈川海区漁業調整委員会		3人
合計		22,744人

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

児童相談所の体制強化、県立学校の児童・生徒数の減少等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第28号議案

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表神奈川県川崎県税事務所の項中「川崎市川崎区富士見１丁目１番２号」を「川崎市川崎区東田町８番地」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して５月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

川崎県税事務所の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第29号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の１項を加える。

２　前項、次条及び第17条の３に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条の２第２項及び第３項中「前条」を「前条第１項」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の１項を加える。

２　前項、次条及び第14条の３に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条の２第２項及び第３項中「前条」を「前条第１項」に改める。

第16条中「第１条及び」の次に「同法」を、「規定する職員」の次に「に対するこの条例の規定の適用」を加え、「第２条第３項の規定」を「第２条第３項」に、「あるのは「市町村教育委員会」と、同項」を「あり、並びに同項ただし書」に、「第13条の３、第14条」を「第13条の３第１項、第14条第１項」に改め、「（同条第４項において準用する場合を含む。）」を削り、「読み替えるもの」を「、第18条第２項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されることを踏まえ、職員の時間外勤務の上限等を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第30号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第１項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成27年神奈川県条例第84号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の前の見出し及び同項を削る。

附則第３項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「前項の事務に関する行為及び」及び「(前項の事務に関する行為を除く。)」を削り、同項を附則第２項とする。

附則第４項から第11項までを削る。

附　則

１　この条例は、平成32年４月１日から施行する。

２　神奈川県立体育センターに関する事務に係る法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会に対してされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

体育センターの再整備に伴い、同センターに関する事務を知事が管理等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第31号議案

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県農業改良資金会計の項及び同表の備考を削る。

附　則

1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

2　神奈川県農業改良資金会計の平成30年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

3　神奈川県農業改良資金会計の平成30年度の出納の完結の際同会計に属する債権、債務及び現金は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県農業改良資金会計の廃止に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第32号議案

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の２　手数料の表22の項中

「建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料」を

「建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料
地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料
地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料
特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料　」

に改める。

附　則

この条例は、平成31年６月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第33号議案

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の２　くらし安全防災局関係の表１の項中「８万5,150円」を「８万5,250円」に改め、同表２の項中「７万3,160円」を「７万3,260円」に改め、同表３の項⑴中「３万6,160円」を「３万6,260円」に改め、同項⑵中「２万5,160円」を「２万5,260円」に改め、同表４の項⑴中「７万8,160円」を「７万8,260円」に改め、同項⑵中「６万1,160円」を「６万1,260円」に改める。

別表の４　環境農政局関係の表22の項⑴中「１万8,080円」を「１万8,130円」に改め、同項⑵中「３万5,170円」を「３万5,280円」に改め、同表37の項⑴中「３万7,100円」を「３万7,160円」に改め、同項⑵中「２万6,100円」を「２万6,160円」に改め、同表45の項⑵中「1,220円」を「1,230円」に改め、同表46の項中「680円」を「690円」に改め、同表47の項⑴イ中「860円」を「870円」に改め、同項⑴エ、⑵及び⑶中「1,130円」を「1,150円」に改め、同表54の項及び55の項中「7,980円」を「8,030円」に改め、同表88の２の項中「２万5,100円」を「２万5,160円」に改め、同表88の３の項中「１万9,100円」を「１万9,160円」に改め、同表92の項⑴ア中「2,730円」を「2,780円」に改め、同項⑴イ中「2,860円」を「2,910円」に改め、同項⑴ウ中「2,490円」を「2,530円」に改め、同項⑴エ中「2,360円」を「2,400円」に改め、同項⑴オ中「2,760円」を「2,810円」に改め、同項⑴カ中「2,160円」を「2,200円」に改め、同項⑴キ中「2,750円」を「2,800円」に改め、同項⑴ク中「3,580円」を「3,640円」に改め、同項⑴ケ中「4,540円」を「4,620円」に改め、同項⑴コ中「6,340円」を「6,450円」に改め、同項⑴サからスまでの規定中「5,860円」を「5,960円」に改め、同項⑴セ中「5,980円」を「6,090円」に改め、同項⑴ソ及びタ中「5,830円」を「5,930円」に改め、同項⑴チ中「5,530円」を「5,630円」に改め、同項⑴ツ中「4,840円」を「4,920円」に改め、同項⑴テ中「2,300円」を「2,340円」に改め、同項⑴ト中「2,720円」を「2,770円」に改め、同項⑴ナ中「2,770円」を「2,820円」に改め、同項⑴ニ中「4,130円」を「4,200円」に改め、同項⑴ヌ中「1,240円」を「1,260円」に改め、同項⑴ネ中「870円」を「880円」に改め、同項⑴ノ中「2,430円」を「2,470円」に改め、同項⑵中「720円」を「730円」に改め、同表93の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表94の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表95の項中「２万3,800円」を「２万4,240円」に改め、同表96の項中「２万340円」を「２万710円」に改め、同表98の項⑴中「560円」を「570円」に改め、同項⑵中「1,130円」を「1,150円」に改め、同項⑶中「780円」を「790円」に改め、同項⑸中「590円」を「600円」に改め、同項⑺中「970円」を「980円」に改め、同項⑽中「850円」を「860円」に改め、同項⑾中「970円」を「980円」に改め、同項⑿中「1,100円」を「1,120円」に改め、同項⒀中「1,130円」を「1,150円」に改め、同項⒁中「610円」を「620円」に改め、同項⒂中「2,050円」を「2,080円」に改め、同項⒃中「1,030円」を「1,040円」に改め、同項⒅中「6,100円」を「6,210円」に改め、同項⒆中「8,100円」を「8,250円」に改め、同表99の項⑴中「620円」を「630円」に改め、同項⑵中「1,920円」を「1,950円」に改め、同項⑶中「1,230円」を「1,250円」に改める。

別表の６　健康医療局関係の表11の項中「13万890円」を「13万1,480円」に改め、同表11の３の項中「２万4,060円」を「２万4,100円」に改め、同表12の項中「12万870円」を「12万1,450円」に改め、同表12の２の項中「11万920円」を「11万1,530円」に改め、同表12の４の項中「２万4,060円」を「２万4,100

円」に改め、同表12の５の項中「３万5,060円」を「３万5,100円」に改め、同表12の８の項中「２万4,060円」を「２万4,100円」に改め、同表13の項中「３万5,060円」を「３万5,100円」に改め、同表14の項中「５万40円」を「５万60円」に改め、同表31の項中「４万1,200円」を「４万1,330円」に改め、同表32の項中「１万8,090円」を「１万8,150円」に改め、同表33の項中「１万1,060円」を「１万1,100円」に改め、同表34の項中「４万3,350円」を「４万3,580円」に改め、同表35の項中「２万2,160円」を「２万2,260円」に改め、同表36の項中「１万6,100円」を「１万6,170円」に改め、同表69の項中「８万420円」を「８万700円」に改め、同表70の項及び71の項中「8,220円」を「8,230円」に改め、同表72の項中「６万1,410円」を「６万1,680円」に改め、同表74の項中「6,120円」を「6,130円」に改め、同表82の項中「15万6,700円」を「15万6,900円」に改め、同表83の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表84の項中「８万8,000円」を「８万8,100円」に改め、同表85の項中「６万3,100円」を「６万3,200円」に改め、同表90の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表91の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表92の項中「６万3,100円」を「６万3,200円」に改め、同表93の項中「４万6,100円」を「４万6,200円」に改め、同表98の項⑴中「９万4,200円」を「９万4,300円」に改め、同項⑵中「９万100円」を「９万200円」に改め、同項⑶中「４万8,600円」を「４万8,700円」に改め、同表100の項⑴中「６万1,000円」を「６万1,100円」に改め、同項⑵中「４万4,400円」を「４万4,500円」に改め、同項⑶中「３万4,000円」を「３万4,100円」に改め、同表101の項⑴中「４万4,400円」を「４万4,500円」に改め、同項⑵中「３万4,000円」を「３万4,100円」に改め、同表104の項⑴中「６万5,200円」を「６万5,300円」に改め、同項⑵中「６万2,100円」を「６万2,200円」に改め、同項⑶中「３万3,000円」を「３万3,100円」に改め、同表106の項⑴中「４万3,400円」を「４万3,500円」に改め、同項⑵中「３万900円」を「３万1,000円」に改め、同項⑶中「２万3,700円」を「２万3,800円」に改め、同表107の項⑴中「３万900円」を「３万1,000円」に改め、同項⑵中「２万3,700円」を「２万3,800円」に改め、同表109の項⑴中「８万1,800円」を「８万1,900円」に改め、同項⑵中「７万8,700円」を「７万8,800円」に改め、同項⑶中「４万1,300円」を「４万1,400円」に改め、同表111の項⑴中「５万1,700円」を「５万1,800円」に改め、同項⑵中「３万7,100円」を「３万7,200円」に改め、同項⑶中「２万9,900円」を「３万円」に改め、同表112の項⑴中「３万7,100円」を「３万7,200円」に改め、同項⑵中「２万9,900円」を「３万円」に改め、同表118の項⑴中「６万3,900円」を「６万4,000円」に改め、同項⑵中「４万800円」を「４万900円」に改め、同項⑶及び⑷中「１万8,300円」を「１万8,400円」に改め、同表119の項⑴中「６万3,900円」を「６万4,000円」に改め、同項⑵中「４万800円」を「４万900円」に改め、同項⑶及び⑷中「１万8,300円」を「１万8,400円」に改め、同表121の項⑴中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項⑵中「８万8,500円」を「８万8,600円」に改め、同項⑶及び⑷中「４万4,400円」を「４万4,500円」に改め、同表122の項⑴中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項⑵中「８万8,500円」を「８万8,600円」に改め、同項⑶及び⑷中「４万4,400円」を「４万4,500円」に改め、同表127の２の項中「15万6,700円」を「15万6,900円」に改め、同表127の３の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表127の４の項中「９万8,400円」を「９万8,500円」に改め、同表127の５の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表127の６の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表127の７の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表127の８の項中「７万3,500円」を「７万3,600円」に改め、同表127の９の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表127の10の項及び127の11の項中「３万8,000円」を「３万8,100円」に改め、同表127の12の項及び127の13の項中「２万9,000円」を「２万9,100円」に改め、同表127の14の項中「15万6,700円」を

「15万6,900円」に改め、同表127の15の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表133の2の項中「1万4,200円」を「1万4,300円」に改め、同表136の項中「9万100円」を「9万200円」に改め、同表137の項中「6万2,100円」を「6万2,200円」に改め、同表139の項⑴中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項⑵中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項⑶及び⑷中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表140の項⑴中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項⑵中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項⑶及び⑷中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表142の項⑴中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項⑵中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項⑶及び⑷中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表143の項⑴中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項⑵中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項⑶及び⑷中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表144の項⑴中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同項⑵及び⑶中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表144の2の項⑴中「5万4,100円」を「5万4,200円」に改め、同項⑵中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同項⑶及び⑷中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表148の項中「9,430円」を「9,450円」に改め、同表151の項から157の項までの規定中「3万5,040円」を「3万5,060円」に改め、同表158の項中「4万5,040円」を「4万5,060円」に改め、同表160の項中「1万9,010円」を「1万9,020円」に改め、同表161の項中「1万20円」を「1万30円」に改め、同表161の2の項中「15万円」を「15万90円」に改め、同表161の3の項中「9万円」を「9万20円」に改める。

別表の8　県土整備局関係の表39の項⑴中「73万4,920円」を「73万5,470円」に改め、同項⑵中「73万4,920円」を「73万5,470円」に、「14万9,960円」を「15万70円」に改め、同表41の3の項⑶ア中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項⑶イ中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項⑶ウ中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項⑶エ中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項⑶オ中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表44の項⑶ア㋐中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項⑶ア㋑中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項⑶ア㋒中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項⑶ア㋓中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項⑶ア㋔中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表51の項⑶ア㋐中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項⑶ア㋑中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項⑶ア㋒中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項⑶ア㋓中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項⑶ア㋔中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表58の項⑶ア㋐中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項⑶ア㋑中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項⑶ア㋒中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項⑶ア㋓中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項⑶ア㋔中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表に次のように加える。

64　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第１項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請（国又は県（他の法令により土地収用法第125条第１項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。）からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。）に対する審査	地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ⑴　10万円以下の場合　２万7,000円 ⑵　10万円を超え100万円以下の場合　２万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が５万円に達するごとに2,700円を加えた金額 ⑶　100万円を超え500万円以下の場合　７万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額 ⑷　500万円を超え2,000万円以下の場合　21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額 ⑸　2,000万円を超え１億円以下の場合　26万4,100円に損失の補償

		金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額 (6)　1億円を超える場合 36万100円
65　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地等の使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査	地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料	前項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
66　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表の8　県土整備局関係の表に加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8　県土整備局関係の表64の項から66の項までに掲げるものを除く。）については、なお従前の例による。

平成31年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴い、地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料等を新設するとともに、消費税率の引上げに伴う手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表６の項を次のように改める。

6　自動車取得税に関する事務（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車取得税に係る事務で規則で定めるものに限る。）及び自動車税に関する事務（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものに限る。）	東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所
	東京都のうち世田谷区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県高津県税事務所
	東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県相模原県税事務所
	東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県自動車税管理事務所

附　則

1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

2　神奈川県県税条例の一部を改正する条例（平成29年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表２の項を改め、同表６の項及び７の項を削り、同表８の項を同表６の項とし、同表９の項を同表７の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中

「

東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県緑県税事務所
東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所

を

」

「

東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所

に、

」

「

東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるも	神奈川県相模原県税事務所

を

のの区域内のもの	

」

「

東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県相模原県税事務所
東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県自動車税管理事務所

に改める。

」

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

緑県税事務所の滞納整理業務体制を見直すため、知事の権限の委任に関する規定について所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第35号議案

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第３条中「平成31年３月31日」を「平成32年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県企業誘致推進方策の事業の実施期間の延長に伴い、不動産取得税の不均一課税に関する規定に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第36号議案

神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例

神奈川県文化芸術振興条例（平成20年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

７　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成30年度に行った条例の見直しに伴い、文化芸術振興基本法の一部改正を踏まえ、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、各関連分野における施策との有機的な連携を図ることを基本理念に規定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第37号議案

神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第１条中「(以下「漕艇場」という。)」を削る。

第２条中「シエル」を「シェル」に、「ナツクル」を「ナックル」に、「カヤツク」を「カヤック」に改める。

第３条中「漕艇場」を「神奈川県立相模湖漕艇場（以下「漕艇場」という。)」に改める。

第４条第２項を次のように改める。

２　コースは、次の各号に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定めるところにより相模湖に設ける。

⑴　レースコース　長さ2,100メートル及び幅91メートル

⑵　回航コース　レースコースの片側幅15メートル

第５条中「者（」を「もの（」に改める。

第６条第１項中「者は」を「ものは」に改める。

第７条各号列記以外の部分中「者を」を「ものを」に改め、同条第６号中「者」を「もの」に改める。

別表中「3,020円」を「3,070円」に、「31,370円」を「31,950円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「46,510円」を「47,370円」に、「590円」を「600円」に、「940円」を「950円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「1,410円」を「1,430円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条から第３条まで及び第５条から第７条までの改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　公布の日

⑵　別表の改正規定　平成31年10月１日

２　神奈川県立相模湖漕艇場条例第７条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、前項第２号に掲げる改正規定の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立相模湖漕艇場の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、同条例第14条第２項の規定による知事の承認を得ることができる。

３　前項の場合において、当該承認を得た日の翌日から附則第１項第２号に掲げる改正規定の施行の日の前日までの間に前項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

コースの改修による規格の変更等を行うとともに、消費税率の引上げに伴う利用料金の改定を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第38号議案

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（昭和40年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例

第１条中「神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センター」を「神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター」に改める。

第２条中「体育の振興を図り、県民の心身の健全な発達」を「スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もつて県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」に、「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改め、同条の表中「神奈川県立体育センター」を「神奈川県立スポーツセンター」に、「「県立体育センター」」を「「スポーツセンター」」に、「神奈川県立西湘地区体育センター」を「神奈川県立西湘スポーツセンター」に、「「県立西湘地区体育センター」」を「「西湘スポーツセンター」」に改める。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

第４条中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に、「者（」を「もの（」に改める。

第５条第１項中「者は」を「ものは」に改める。

第６条各号列記以外の部分中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第６号中「者」を「もの」に改める。

第10条第１項中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に、「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改め、同条第２項第１号及び第３号中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改める。

第11条第１項中「県立体育センター」を「スポーツセンター」に改め、同条第２項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

第12条第１号及び第２号中「体育行事」を「スポーツ行事」に改める。

第13条中「県立体育センター」を「スポーツセンター」に改める。

第14条第１項及び第16条中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める。

第17条及び第18条中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第11条関係）

１　スポーツアリーナ１

区分		単位	使用料の額
メインフロア	全面	１時間	3,400円
	半面	同	1,700円
	４分の１面	同	900円
サブフロア		同	700円
会議室１		同	200円
会議室２		同	200円
研修室１		同	200円
研修室２		同	200円
研修室３		同	300円
放送設備	メインフロア	同	400円
	サブフロア	同	100円
冷房設備	メインフロア	同	4,200円
	サブフロア	同	1,100円
暖房設備	メインフロア	同	6,200円
	サブフロア	同	1,600円
照明設備	メインフロア	全面	同	2,400円
		半面	同	1,200円
		４分の１面	同	600円
	サブフロア	同	600円

２　スポーツアリーナ２

区分		単位	使用料の額
メインフロア	全面	１時間	5,000円
	半面	同	2,500円
多目的フロア１		同	800円
多目的フロア２		同	1,000円
ボクシングフロア		同	1,500円
フェンシングフロア		同	1,500円

ウエイトリフティングフロア			同	1,500円
控室1			同	400円
控室2			同	400円
プール	一般利用	一般	1人1回	600円
			1人1月	6,000円
		65歳以上	1人1回	500円
			1人1月	5,000円
		小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）、中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1回	300円
			1人1月	3,000円
	専用利用	全面	1時間	12,000円
		半面	同	6,000円
		4分の1面	同	3,000円
トレーニングルーム	一般		1人1回	500円
			1人1月	5,000円
	65歳以上		1人1回	400円
			1人1月	4,000円
	中学生及び高校生		1人1回	300円
			1人1月	3,000円
プール及びトレーニングルーム	一般		1人1回	800円
			1人1月	8,000円
	65歳以上		1人1回	700円
			1人1月	7,000円

	中学生及び高校生		1人1回	400円
			1人1月	4,000円
放送設備	メインフロア		1時間	400円
冷房設備	同		同	4,200円
暖房設備	同		同	6,200円
照明設備	同	全面	同	2,400円
		半面	同	1,200円

備考　1　プールに係る単位の1回とは、次に掲げる時間の区分の時間内における継続する利用をいう。

⑴　午前9時から正午まで

⑵　午後1時から午後5時まで

⑶　午後6時から午後9時まで

2　トレーニングルームに係る単位の1回とは、継続する3時間以内の利用をいう。

3　プール及びトレーニングルームに係る単位の1回とは、一の利用日における備考1に定める継続する利用及び備考2に定める継続する3時間以内の利用をいう。

3　陸上競技場及び補助競技場

区分			単位	使用料の額
陸上競技場	一般利用	一般	1人1年	3,000円
		65歳以上	同	2,400円
		小学生、中学生及び高校生	同	1,500円
		団体利用	1回10名以内	1,000円
	専用利用	トラック利用	1時間	5,000円
		全体利用	同	8,000円
補助競技場	専用利用		1時間	3,000円
フットサルコート			1面1時間	5,000円
照明設備	フットサルコート		同	1,000円

備考　1　陸上競技場に係る単位の1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

2　補助競技場は、専用利用以外の利用は無料とする。

4　球技場

区分		単位	使用料の額
球技場	球技場1	1時間	4,500円
	球技場2	同	6,000円
放送設備	球技場1	同	500円

5　テニスコート

区分	単位	使用料の額
テニスコート	1面1時間	1,000円
照明設備	同	400円

6　宿泊棟

区分				単位	使用料の額
宿泊室	1室	一般	2名以下	1人1泊	3,000円
			3名以上	同	2,000円
		小学生、中学生及び高校生		同	1,500円
		学齢に達しない者		同	800円

7　グリーンハウス

区分		単位	使用料の額
ミーティングルーム1		1時間	200円
ミーティングルーム2		同	400円
ラウンジ	専用利用	同	1,600円

備考　ラウンジは、専用利用以外の利用は無料とする。

8　駐車場

区分	単位		使用料の額
普通自動車	1時間を超える場合	1台最初の1時間	300円
		1台最初の1時間を超える時間30分までごと	100円
	1台1日における駐車時間が5時間を超える場合		1,000円
大型自動車	1時間を超える場合	1台最初の1時間	900円
		1台最初の1時間を超える時間30分までごと	300円

	1台1日における駐車時間が5時間を超える場合		3,000円
原動機付自転車及び二輪自動車	1時間を超える場合	1台1時間	100円
	1台1日における駐車時間が5時間を超える場合		500円
自転車	1時間を超える場合	1台最初の8時間	100円
		1台最初の8時間を超える時間8時間までごと	100円
	1台1日における駐車時間が17時間を超える場合		300円

備考　1　普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2　原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいい、二輪自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

3　自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

4　駐車場は、1時間以下の利用は無料とする。

別表第2中「体育館」を「メインフロア」に、「1,290円」を「1,310円」に、「650円」を「660円」に、「700円」を「710円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「1,060円」を「1,080円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第4条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）、第5条第1項の改正規定及び第6条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定　公布の日

⑵　別表第2の改正規定（「体育館」を「メインフロア」に改める部分を除く。）及び次項の規定　平成31年10月1日

（準備行為）

2　この条例による改正後の神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）第10条に規定する知事の承認その他の神奈川県立スポーツセンターの管理に関し必要な行為は、新条例第10条から第13条まで及び別表第1の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3　この条例による改正前の神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、附則第1項

第２号に掲げる規定の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立西湘地区体育センターの利用に係る利用料金について、新条例別表第２の規定の例により、旧条例第14条第２項の規定による知事の承認を得ることができる。

４　前項の場合において、当該承認を得た日の翌日から附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に前項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

体育センターの再整備に伴い、名称変更等を行うとともに、消費税率の引上げに伴う利用料金の改定を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第39号議案

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成９年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第58条の３第１項ただし書中「生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第４項に規定する要措置区域又は同法第11条第２項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等

⑵　土壌汚染対策法第18条第１項第２号又は第３号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等

⑶　土壌汚染対策法第22条第１項に規定する汚染土壌処理施設において行う埋立て等

⑷　汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であって規則で定めるもの

第59条第３項ただし書中「(平成14年法律第53号)」を削る。

別表第２の備考を次のように改める。

備考　10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成４年総理府令第53号）別表第１の備考２に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考６に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう。

別表第３中「又は同法第75条の２第１項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第２条第９号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）を備えた特定自動車」を削り、「同法第75条第１項」を「同項」に改め、「指定を受けたものを除く。)」の次に「又は同法第75条の２第１項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の３第１項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車」を加える。

別表第４の３中「Ｋ2270」を「Ｋ2270-1又はＫ2270-2」に、「Ｋ2280」を「Ｋ2280-4又はＫ2280-5」に、「Ｋ2541」を「Ｋ2541-1、Ｋ2541-2、Ｋ2541-3、Ｋ2541-4、Ｋ2541-6又はＫ2541-7」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、別表第２から別表第４までの改正規定は、公布の日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

土壌汚染対策法の一部改正等に伴い、汚染土壌による埋立て等の禁止の適用除外等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第40号議案

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「規定する」を「掲げる」に、「(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)」を「であって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第２項に規定する製造たばこ代用品」に改める。

第17条中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を、「第15条第１項」の次に「(第９条第２項、第12条及び第13条第１項を除き、これらの規定を第22条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第21条第２項中「第23条」を「第24条」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の１条を加える。

（特定施設の特例）

第22条　健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の４第４号に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）にあっては、第８条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。

２　特定施設に係る第９条第１項、第11条及び第15条第１項の規定の適用については、第９条第１項中「禁煙の」を「公共的空間（健康増進法第25条の４第６号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第１項各号に掲げる場所を除く。）の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間（健康増進法第25条の４第６号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第１項各号に掲げる場所を除く。)」と、第15条第１項第１号中「公共的空間」を「公共的空間（健康増進法第25条の４第６号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第１項各号に掲げる場所を除く。)」とする。

附　則

この条例は、平成31年７月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

健康増進法の一部改正に伴い、同法第25条の４第４号に定める特定施設を適用除外とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第41号議案

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第８条」を「～第８条の２」に改める。

第２章中第８条の次に次の１条を加える。

（多頭飼養の届出）

第８条の２　犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬（生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

⑵　施設の所在地

⑶　犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無

⑷　飼養又は保管の方法

２　第１項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

３　第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬及び猫の合計数が10未満となつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

４　前３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

⑴　法第12条第１項第３号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る法第10条第２項第６号に規定する飼養施設（以下「飼養施設」という。）において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

⑵　法第24条の３第１項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

⑶　前２号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

第15条第２項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。

第18条第５項中「前各項」を「第１項から第４項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　知事は、第８条の２第１項から第３項までの規定による届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

第27条及び第29条中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改める。

別表第２中「15,040円」を「15,060円」に、「7,540円」を「7,560円」に、「33,360円」を「33,390円」に、「16,700円」を「16,720円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に飼養又は保管する犬及び猫（生後91日未満のものを除く。）の合計数が一の施設において10以上の飼養者（改正後の第８条の２第４項各号に掲げる者を除く。）は、この条例の施行の日から30日以内に改正後の第８条の２第１項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出は、改正後の第８条の２第２項及び第３項並びに第18条第５項の規定の適用については、改正後の第８条の２第１項の規定による届出とみなす。

4　この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表104の項⑰中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改める。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成30年度に行った条例の見直しに伴い、犬又は猫の多頭飼養に関する情報を早期に把握し、飼い主への支援や指導を可能とするため、多頭飼養の届出を義務付けるとともに、消費税率の引上げに伴い、第一種動物取扱業登録申請手数料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第42号議案

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年神奈川県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第１項第３号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第５号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

水道法施行令の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第43号議案

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第49条の３第３号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第49条の４第２号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

水道法施行令の一部改正に伴い、県営上水道の水道技術管理者等の資格に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第44号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第１神奈川県立相原高等学校の項中「相模原市緑区橋本２丁目１番58号」を「相模原市緑区橋本台四丁目２番１号」に改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

相原高等学校の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第45号議案

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校	9,351人
中学校	5,456人
特別支援学校	173人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	14,999人

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第46号議案

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県茅ケ崎警察署の項位置の欄中「茅ケ崎市十間坂１丁目３番25号」を「茅ケ崎市茅ケ崎３丁目４番16号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して５月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

茅ケ崎警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第47号議案

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農村振興整備事業	綾瀬市	9,250 千円
農道整備事業	小田原市	92,000
〃	中井町	1,645
〃	真鶴町	1,650
〃	湯河原町	7,150
県営ほ場整備事業	南足柄市	22,500
農地保全事業	小田原市	4,250
農業用施設防災対策事業	愛川町	2,700
湛水防除事業	小田原市	5,093
〃	伊勢原市	2,800
〃	大井町	407
県営漁港整備事業	小田原市	43,242
〃	三浦市	31,008
相模川流域下水道事業	相模原市	277,658
〃	平塚市	129,262
〃	藤沢市	10,632
〃	茅ケ崎市	90,995
〃	厚木市	125,350
〃	伊勢原市	18,371
〃	海老名市	62,250
〃	座間市	47,283
〃	綾瀬市	14,116
〃	寒川町	33,421
〃	大磯町	13,267
〃	愛川町	27,807
酒匂川流域下水道事業	小田原市	190,587
〃	秦野市	317
〃	南足柄市	1,950

〃	二宮町	509
〃	中井町	398
〃	大井町	5,276
〃	松田町	4,780
〃	山北町	4,268
〃	開成町	2,414
〃	箱根町	161,299
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,171,805
〃	平塚市	1,348,687
〃	藤沢市	53,785
〃	茅ケ崎市	1,087,386
〃	厚木市	1,233,297
〃	伊勢原市	174,809
〃	海老名市	725,532
〃	座間市	488,796
〃	綾瀬市	137,820
〃	寒川町	202,663
〃	大磯町	90,601
〃	愛川町	174,598
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,636,860
〃	秦野市	21,250
〃	南足柄市	237,942
〃	二宮町	103,997
〃	中井町	73,423
〃	大井町	99,713
〃	松田町	64,089
〃	山北町	99,105
〃	開成町	169,739

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項、地方財政法第27条第２項及び下水道法第31条の２第２項の規定により提案するものであります。

定県第48号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

1	契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	平成31年4月1日
3	契約の金額	2,206万6千円を上限とする額
4	費用の支払方法	概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
5	契約の相手方	住所　横浜市泉区西が岡二丁目6番地6 氏名　鵜　藤　俊　英 資格　税理士

平成31年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

定県第49号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可について

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更について次により認可する。

1　2　実践教育センターの学生等から徴収する料金の上限の表中、「8,600円」を「8,800円」に、「6万8,800円」を「7万100円」に、「13万7,600円」を「14万200円」に、「23万3,300円」を「24万4,400円」に、「46万6,600円」を「48万8,800円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「1万4,000円」を「1万4,300円」に、「2万3,400円」を「2万3,800円」に、「5,700円」を「6,000円」に変更し、平成31年10月1日から変更する。

2　5　適用時期の「平成30年4月1日」を「平成31年10月1日」に変更し、ただし書を削り、平成31年10月1日から変更する。

平成31年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の業務に関して徴収する料金の上限の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提案するものであります。

定県第50号議案

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の徴収する料金の上限の変更の認可について

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の徴収する料金の上限の変更について次により認可する。

「

種別		上　限　額
化学分析並びに化学及び物理化学試験	指定成分の定性又は定量分析	１成分につき　１万6,450円
	化学試験	同　１万1,210円
	物理化学試験	1項目１試料につき　８万3,660円
材料及び製品試験並びに測定	強度試験	同　２万5,150円
	非破壊試験	同　２万960円
	構造材料又は構造部材試験	同　２万7,360円
	特性又は物性試験	同　８万3,660円
	組織試験	同　29万1,600円
	性能試験	同　６万2,900円
	表面処理被膜厚測定	同　１万270円
	精密測定	同　１万5,090円
	電磁気量の測定	同　５万320円
環境試験	耐候性試験	同　２万5,050円
	温湿度試験	同　２万5,150円
図案又は意匠の調整		１件につき　20万9,700円
写真製作		１枚につき　6,280円（焼き増し又は引き伸ばしの場合は、１枚につき2,080円）
以上に掲げるものに準ずるもの		以上に掲げる金額の範囲内で理事長が定める額
研究、加工、製作、設計、製図、調査又は画像処理等		工賃、機械費、光熱水動力費、材料費、運搬費等を勘案して理事長がその都度定める額
研究生の指導		１人１日につき　1,100円
機器等の使用		１時間１件につき　５万5,080円
成績書の複本の交付		１通につき　300円
会議室・講堂の使用		１時間１㎡につき　10円
会議室・講堂の使用に伴う付帯設備の使用		１日１件につき　2,400円
教育講座・研修の受講		１日につき　２万9,000円

備考　1　出張を要するものの試験等及び宿泊、食事、交通機関の使用を伴う教育講座・研修の受講については、実費相当分を加算した額とする。

2　研究生とは、産技総研に派遣されて研究をする者及び研修を受ける者をいう。

3　研究生の指導については、同一の団体からの複数人の研究生について同内容の指導の依頼である場合は、２人目以降は620円とする。

4　機器等の使用については、電力、ガス、水等を使用する場合は、この表に掲げる金額にこれらに要する費用を加算した額とする。

5　成績書の複本の交付については、写真等を含む場合は、この表に掲げる金額にこれに要する費用を加算した額とする。

」

を

「

種別		上　限　額
化学分析並びに化学及び物理化学試験	指定成分の定性又は定量分析	１成分につき　１万6,750円
	化学試験	同　１万1,410円
	物理化学試験	１項目１試料につき　８万5,200円
材料及び製品試験並びに測定	強度試験	同　２万5,610円
	非破壊試験	同　２万1,340円
	構造材料又は構造部材試験	同　２万7,860円
	特性又は物性試験	同　８万5,200円
	組織試験	同　29万7,000円
	性能試験	同　６万4,060円
	表面処理被膜厚測定	同　１万460円
	精密測定	同　１万5,360円
	電磁気量の測定	同　５万1,250円
環境試験	耐候性試験	同　２万5,510円
	温湿度試験	同　２万5,610円
図案又は意匠の調整		１件につき　21万3,580円
写真製作		１枚につき　6,390円（焼き増し又は引き伸ばしの場合は、１枚につき2,110円）
以上に掲げるものに準ずるもの		以上に掲げる金額の範囲内で理事長が定める額
研究、加工、製作、設計、製図、調査又は画像処理等		工賃、機械費、光熱水動力費、材料費、運搬費等を勘案して理事長がその都度定める額
研究生の指導		１人１日につき　1,120円
機器等の使用		１時間１件につき　５万6,100円
成績書の複本の交付		１通につき　300円
会議室・講堂の使用		１時間１㎡につき　10円
会議室・講堂の使用に伴う付帯設備の使用		１日１件につき　2,440円
教育講座・研修の受講		１日につき　２万9,530円

備考　1　出張を要するものの試験等及び宿泊、食事、交通機関の使用を伴う教育講座・研修の受講については、実費相当分を加算した額とする。

2　研究生とは、産技総研に派遣されて研究をする者及び研修を受ける者をいう。

3　研究生の指導については、同一の団体からの複数人の研究生について同内容の指導の依頼である場合は、２人目以降は630円とする。

4　機器等の使用については、電力、ガス、水等を使用する場合は、この表に掲げる金額にこれらに要する費用を加算した額とする。

5　成績書の複本の交付については、写真等を含む場合は、この表に掲げる金額にこれに要する費用を加算した額とする。

」

に変更し、平成31年10月１日から変更する。

平成31年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の業務に関して徴収する料金の上限の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第23条第２項の規定により提案するものであります。